

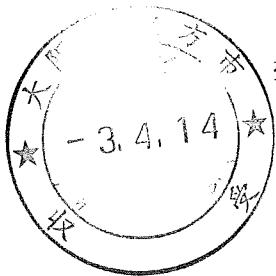
様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2021年4月8日

大阪府知事 様



提出者

住 所 大阪府枚方市中宮大池3丁目1番1号

氏 名 共英製鋼 株式会社 枚方事業所  
事業所長 鳴海 修

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-849-3221

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	共英製鋼 株式会社 枚方事業所
事 業 場 の 所 在 地	大阪府枚方市中宮大池3丁目1番1号
計 画 期 間	2021年4月1日～2022年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類	22 鉄鋼業
② 事 業 の 規 模	336,000(t/年)
③ 従 業 員 数	198人(2021年3月31日時点)
④ 特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程	別紙1の通り

（日本産業規格 A列4番）

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(管理体制図)

別紙2の通り

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2020年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①ばいじん(有害)	
	排出量	6,034 t	t
(これまでに実施した取組) ばいじんの電気炉リターンによる発生量の低減。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①ばいじん(有害)	
	排出量	6,384 t	t
(今後実施する予定の取組) 高品質のスクランプを使用していく。			

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物を区別して、発生から処分まで管理している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の管理体制を継続する。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
特 別 管 理 产 業 废 弃 物 の 种 類	①ばいじん(有害)	
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
<b>【目標】</b>		
特 別 管 理 产 業 废 弃 物 の 种 類	①ばいじん(有害)	
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
特 別 管 理 产 業 废 弃 物 の 种 類	①ばいじん(有害)	
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により 減量した特別管理 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
<b>【目標】</b>		
特 別 管 理 产 業 废 弃 物 の 种 類	①ばいじん(有害)	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により 減量する特別管理 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	①ばいじん(有害)
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	①ばいじん(有害)
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（ 2020年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	①ばいじん(有害)
	全処理委託量	6,034 t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	6,034 t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
(これまでに実施した取組) 最終埋め立て処分量を削減するため、再生工程を実施している廃棄物処理業者へ委託しております。		

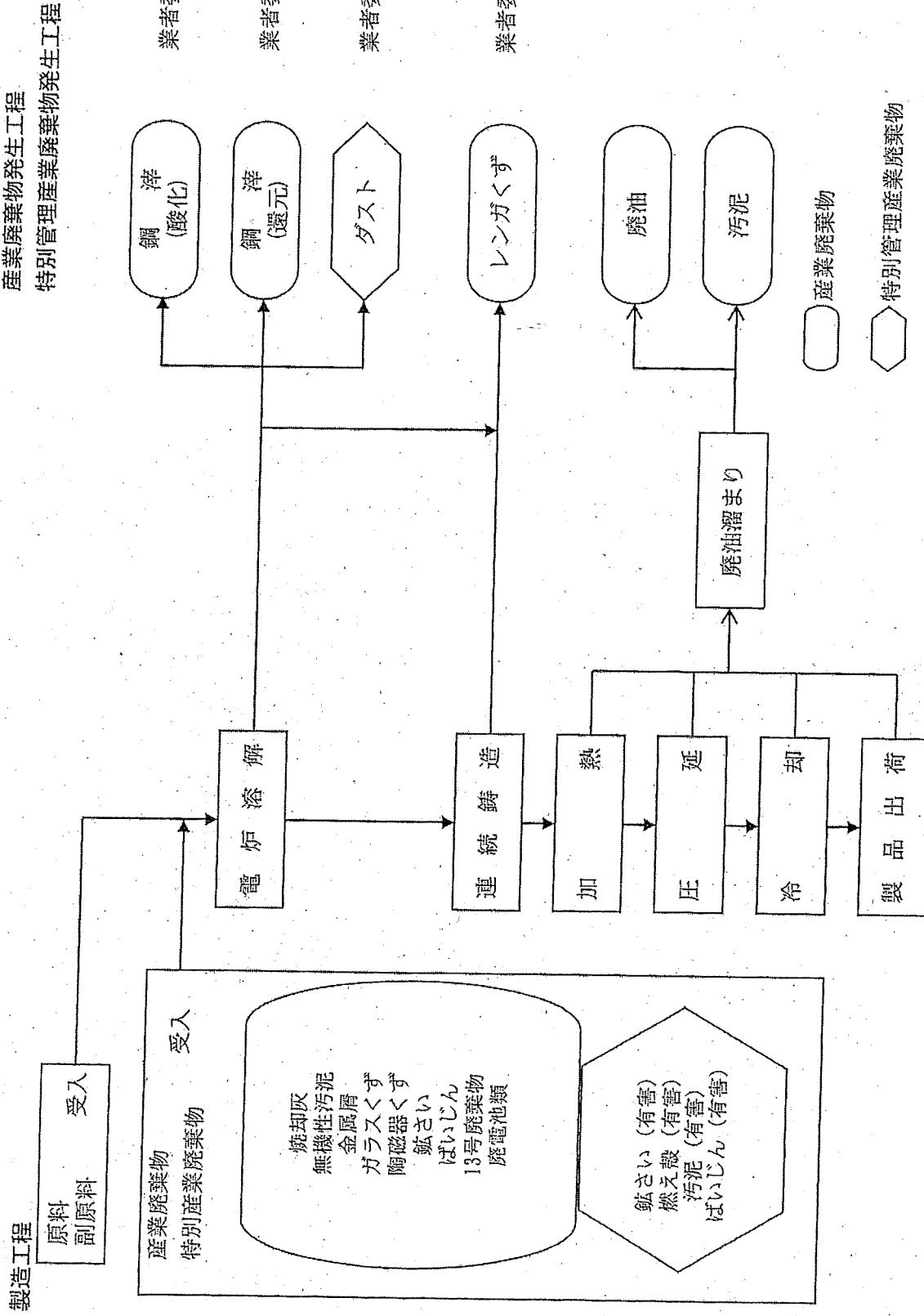
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①ばいじん(有害)	
	全処理委託量	6384 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	6384 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
電子情報処理組織の使用に関する事項	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 最終埋め立て処分量を削減するため、引き続き再生工程を実施している廃棄物処理業者へ委託します。		
	【前年度（2020年度）実績】		
※事務処理欄	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	6,034 t	
	(今後実施する予定の取組等) 今後も電子マニフェストを活用していく。		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

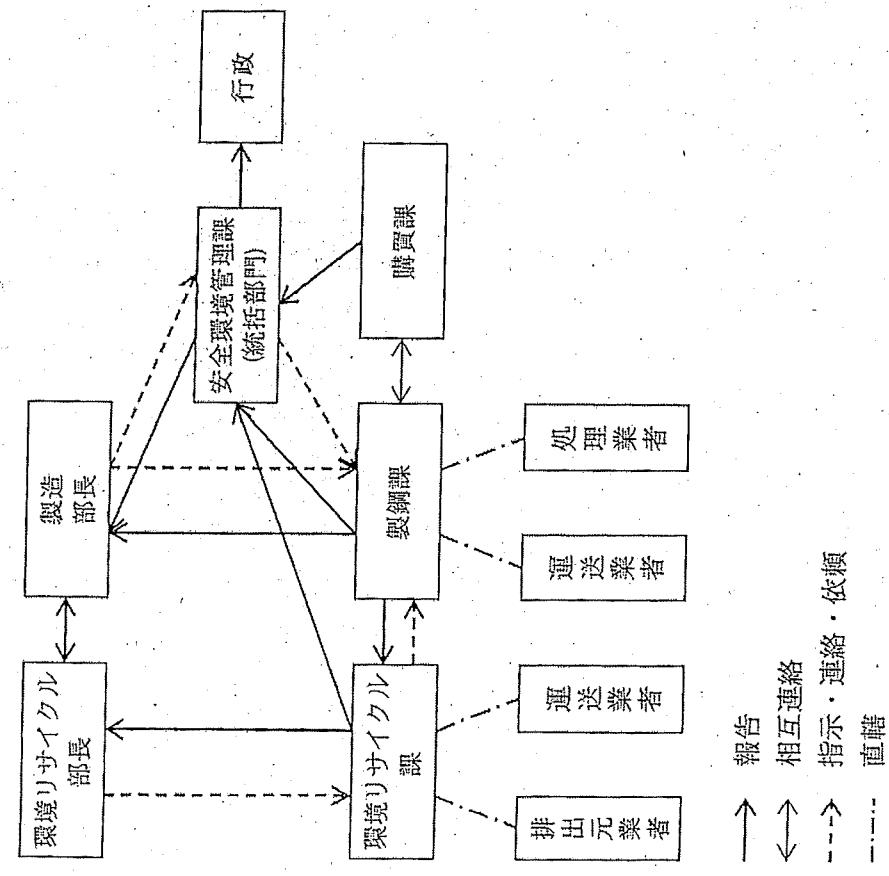
産業廃棄物  
特別管理産業廃棄物

発生工程フロードシート



※数年に1回工場内の廃油溜まりの清掃の際に、廃油と汚泥が排出される。

## 産業廃棄物処理に係る工場組織と役割



- 部長
1. 各部署への指示
  2. 産業廃棄物の発生から処分に至る迄の工程を統括的に把握管理
  3. 事業場外処理施設の定期的査察
  4. 行政に対する報告
  5. 各部署への連絡
  6. 最終処分場の稼動状況の把握
- 安全環境管理課
1. 産業廃棄物の発生から処分に至る迄の工程を統括的に把握管理
  2. 産業廃棄物の種類、発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等
  3. 事業場外処理施設の定期的査察
  4. 行政に対する報告
  5. 各部署への連絡
  6. 最終処分場の稼動状況の把握
- 製鋼課
1. 産業廃棄物の中間処理
  2. 各施設の維持管理、点検等
  3. 排出する産業廃棄物の処理業者、運送業者への委託契約、委託量等の管理
  4. 排出する産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量のチェック
  5. 排出する産業廃棄物の排出量の計量
  6. 排出する産業廃棄物の分析及び環境測定
  7. 排出する産業廃棄物のマニフェストの発行・管理
- 環境リサイクル課
1. 中間処理する産業廃棄物の契約、排出元業者との折衝
  2. 中間処理する産業廃棄物の種類、性状、量のチェック
  3. 中間処理する産業廃棄物の保管庫の維持管理、点検等
  4. 中間処理する産業廃棄物のマニフェストの管理
  5. 製鋼課への産業廃棄物の中間処理の指示
- 買賣課
1. 委託料の支払い